平成２９年（フ）第２８号
山口県岩国市三笠町２丁目３番15号光栄荘10号
債務者　野津山幸奈
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第４５６号
神奈川県厚木市戸室１丁目24番12―411号、前住所神奈川県厚木市妻田北３丁目８番27号ハイツカンガルー201
債務者　斉藤　京子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４６１号
神奈川県中郡二宮町二宮1395番地、前住所神奈川県中郡二宮町山西８番地の３　メゾンド・コスモス202号室
債務者　荒井　郁男
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７９号
神戸市中央区二宮町３丁目11番10―501号
債務者　ＡＧＡＰＥこと　猪木千佳子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４５号
神戸市中央区多聞通３丁目３番９号　神戸楠公前ビル３階　神戸湊川法律事務所
債務者　山崎希久子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５２号
神戸市兵庫区三川口町２丁目５番24―101号、従前の住所神戸市長田区房王寺町７丁目４番１号　スカイハイツＡ―201号
債務者　吉山　政廣
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５０号
神奈川県厚木市上依知2788番地１　アルカディアＣ　101、前住所神奈川県横浜市旭区笹野台１丁目33番14―２号
債務者　中野　貴仁
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原4130番地の４
債務者　片岡　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３３号
神奈川県厚木市長谷379番地５
債務者　高橋　優美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４５４号
千葉県柏市増尾１丁目１番４号
債務者　野口　健一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５８号
千葉県流山市駒木台495番地の27
債務者　大平　和廣
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６２号
千葉県我孫子市東我孫子１丁目14番４号（103号）　イーストヒルⅠ
債務者　飯塚　　翔
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７２号
千葉県松戸市東松戸１丁目５番地の５　レオパレスＭ・Ｒ・Ｙ103号
債務者　宮本　和毅
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８６号
千葉県松戸市五香南３丁目25番地の14　レオパレス武義116号
債務者　青木　友樹
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４９０号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目10番57号（サンパレスイトウ105）
債務者　鈴木　一弘
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４９２号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町25番地ビューパレス美野里405号
債務者　首藤　恭子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部